

# 呉市観光誘客イベント支援事業ガバメントクラウドファンディング運営・支援業務仕様書

## 1 業務名

呉市観光誘客イベント支援事業ガバメントクラウドファンディング運営・支援業務

## 2 業務の目的

「呉市観光誘客イベント支援事業補助金（別紙「令和8年度呉市観光誘客イベント支援事業補助金公募要領」参照）」において採択された事業者が、ふるさと納税制度を活用したガバメントクラウドファンディング（以下「GCF」という。）を実施するにあたり、広く全国から共感と寄附を集め、あわせて呉市の魅力を効果的に発信するためのプラットフォーム提供及び専門的な支援を行うことを目的とする。

## 3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 4 業務の内容

受託者は、市及び補助金採択事業者（以下「実行者」という。）と連携し、以下の業務を遂行すること。

### (1) GCFプラットフォームの提供

- ア 寄附申込の受付、決済管理（クレジットカード、マルチペイメント等）機能の提供
- イ 寄附金の受領証明書発行に必要なデータ管理機能の提供
- ウ 実行者がプロジェクトの進捗や活動報告を発信できるページの提供

### (2) プロジェクト構築・伴走支援業務

- ア ページ制作支援
  - 採択された各プロジェクトの魅力を最大化するためのライティング、写真選定、動画活用等に関するアドバイス
- イ 返礼品（リターン）設計のアドバイス
  - 観光誘客に資する体験型返礼品や、呉市の特色を生かした産品等の提案・ブラッシュアップ
- ウ 目標金額・期間設定
  - 過去のデータに基づいた最適な募集目標及び期間の設定支援

### (3) 広報・プロモーション支援業務

- ア 委託者のプラットフォーム上での特集ページの作成、メールマガジン配信
- イ 独自のネットワークやSNS、プレスリリース等を活用した集客支援
- ウ ターゲット層（呉市出身者、歴史・観光に関心の高い層等）への効果的なアプローチ

ローチ

(4) 実行者向けトレーニング

採択事業者を対象とした、GCF成功のためのワークショップまたは個別コンサルティングの実施

(5) 業務報告書

(1)から(4)に記した内容をまとめ、「呉市観光誘客イベント支援事業ガバメントクラウドファンディング運営・支援業務報告書」として2部（または、1部及び電子媒体にて）提出すること。

## 5 提案を求める必須事項（プロポーザル評価項目案）

受託者の選定にあたっては、以下の点について具体的な提案を求めるものとする。

(1) 業務実績

ア 同種又は類似の業務の実績

イ 本業務を遂行するために必要な知識・専門性の有無

(2) 業務実施体制

ア 本業務遂行のための人員（責任者、担当者等）の適切な配置

イ 責任者、担当者等の経験や実績、業務に必要な知識・知見の有無

(3) 企画提案内容

ア 本業務に対する基本的な考え方と業務遂行に当たってのポイント

イ 本業務に対する取組方針

ウ その他、本業務の経過において必要と考えられる事項及び独自の提案・工夫等

(4) 提案価格

ア 経費の妥当性

## 6 委託料の積算方法

次の条件で委託料を積算すること。

(1) 採択事業件数 2件

(2) 1件当たりの目標金額 150万円

(3) 令和8年7月上旬から10月上旬まで寄附金を募集し、同年10月上旬までに集まった金額を呉市に入金する。

※事務経費や入金に係る早期オプション等がある場合は、積算に含めること。

※実際に選定される事業者件数及び設定する目標金額の合計に応じて委託料は変動するため、提案限度額を超える場合は呉市で予算措置を講ずる。

## 7 業務履行に当たっての留意事項

- (1) 受託者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。また、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ本市の承認を受けること。
- (2) 受託者は、本業務を履行する上で、個人情報を取り扱う場合は、呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）その他の個人情報の保護に関する法令等の規定に基づき、その取扱いに十分留意するとともに、漏えい、滅失、毀損、紛失、改ざんの防止その他個人情報保護に必要な措置を講じること。
- (3) 受託者は、本業務の履行に際して知りえた情報については守秘義務を負うものとし、本業務終了後においても同様とする。
- (4) 受託者は、労働関係諸法令その他の関係法令を遵守するとともに、法令上ですべての責任を負うこと。
- (5) 本業務により作成した報告書等の著作権及び版権は、呉市に帰属するものとし、呉市の承諾なく、他人に公表、貸与又は使用してはならない。また、報告書の作成に当たって他の個人・団体等の資料を引用する場合は、当該著作権者の了解を得ること。
- (6) 呉市が提供する情報・資料等について、呉市の許可なく第三者に提供してはならない。
- (7) 本業務の実施に当たり、呉市が受託者に貸与した資料に損傷を与えた場合は、受託者の責任により修復すること。また、呉市貸与した資料は、本業務が終了したときは、速やかに呉市に返却すること。
- (8) 本仕様書に明示していない事項又は業務履行中に疑義が生じた場合、その都度、呉市担当職員と協議し、その指示に従うこと。
- (9) 本業務の完了後であっても、成果品に誤り、不良箇所等があった場合は、速やかに受託者の責任において修理するものとし、これに必要な経費は受託者の負担とする。